

＜一般委託＞

(「屋外清掃」「建物清掃」「有人警備」「剪定・樹木伐採」用)

逸見総合管理センター他樹木植栽管理業務委託(2)(一般委託)仕様書

逸見総合管理センター他樹木植栽管理業務委託(2)に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本業務は、逸見総合管理センター他対象施設の環境維持を図るため、樹木の剪定、除草等を行うものである。
2	履行期間	平成30年7月1日から平成31年3月31日
3	施行場所	横須賀市西逸見町2丁目10番地 他
4	業務内容	別紙「特記仕様書」のとおり。
5	特記事項	本業務の履行条件は、別紙「特記仕様書」のとおり。
6	関係法規	本業務は、横須賀市上下水道局契約規程を遵守すること。
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 履行期間を通じて「造園施工管理技士」又は、「街路樹剪定士」の資格を有する者を雇用し、当該資格を有する者の指導のもとに業務を履行できること。
8	契約方法	単価契約
9	支払方法	支払いは、履行期間中3回で支払う(9月、12月、3月の末締め)ものとし、業務完了後に完了届を提出し、当局の検査を受けた後に、受託者の請求に基づき支払う。
10	業務委託成績評定	対象 ・ <input type="checkbox"/> 非対象
11	現場代理人の配置	必要 ・ <input type="checkbox"/> 不要
12	その他事項	・業務の施行にあたっては、本業務の特記仕様書を優先適用するほか、平成28年4月制定の「神奈川県土木工事共通仕様書」によるものとする。 ・次年度当初に、委託者と受託者が合意し、本市議会において当該予算が承認された場合、平成31年4月1日から平成31年6月30日まで本契約と同一単価で随意契約するものとする。なお、受託者が当該契約を締結する意思がない場合等については、履行期間満了日の1か月前までに通知すること。
13	監督員連絡先	上下水道局 技術部 水道施設課 大井 茂 TEL046-822-3945

＜指示又は希望事項＞

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

逸見総合管理センター他樹木植栽管理業務委託(2) 内訳表

(税抜き)

工 種	細 目	単 位	予定数量	上限単価	契約単価	
剪 定	基本剪定(常緑樹) 幹周30~60cm未満	本	10	14,085		
	軽剪定(常緑樹) 幹周15~30cm未満	本	10	5,939		
	刈込物手入(機械刈り) 樹高1.5m未満	m <sup>2</sup>	300	294		
	生垣手入(機械刈り) 樹高0.75m未満	m	300	189		
	玉物手入(機械刈り) 樹径0.45m未満	株	40	366		
	仕立て松剪定 幹周60~90cm未満	本	10	59,885		
伐 採	立木伐採 胸高直径30cmまで	本	10	37,921		
	立木伐採(吊し切り) 胸高直径30cmまで	本	10	49,297		
	部分伐採 切断直径30cmまで	本	12	26,657		
	部分伐採(吊し切り) 切断直径30cmまで	本	10	34,654		
	小低木伐採 樹高1.2mまで	本	50	1,070		
	根笹・篠竹伐採	m <sup>2</sup>	100	675		
	竹林伐採 樹高4mまで	m <sup>2</sup>	100	1,971		
	竹伐採 樹高4mまで	本	10	994		
除草等	人力伐根	m <sup>2</sup>	100	655		
	人力除草	m <sup>2</sup>	220	379		
	機械除草(肩掛式)	m <sup>2</sup>	25,000	135		
	機械除草(急斜面・肩掛式)	m <sup>2</sup>	10,000	174		
	除伐・つる切り	m <sup>2</sup>	1,500	135		
	機械芝刈り(肩掛け式・ハンドガイド式)	m <sup>2</sup>	100	142		
その他	側溝清掃 (蓋無)幅70cm・深さ100cmまで	m	50	996		
	側溝清掃 (蓋有)幅70cm・深さ100cmまで	m	10	1,514		
	集水桝清掃(蓋無)内寸70cm角・深さ100cmまで	箇所	10	1,642		
	集水桝清掃(蓋有)内寸70cm角・深さ100cmまで	箇所	10	2,876		
	トラック架装リフト車賃料16m	日	2	49,560		
	ラフテレーンクレーン作業16t(オペ付)	日	2	86,355		
	クレーン付トラック賃料2t	日	2	15,863		
	トラック運転2t積	h	8	10,430		
	普通作業員	人	2	37,921		
	交通誘導員A(交代無)	人	2	26,469		
	交通誘導員B(交代無)	人	2	23,090		
	テングス病切除	箇所	2	7,227		
	蜂の巣除去(スズメバチ)	箇所	2	46,932		
	蜂の巣除去(アシナガバチ)	箇所	2	11,263		
	防草シート設置(固定ピン・ワッシャ併用)	m <sup>2</sup>	300	2,277		
	防草シート設置(固定ピン・ワッシャ併用:斜面地)	m <sup>2</sup>	300	2,485		
	防草シート接着剤塗布(1.3kg/本)	本	2	12,469		
	防草シート接着テープ貼付(10cm×20m/巻)	巻	10	21,926		
	発生材処理	刈草、焼却処分(南処理工場)2t積トラック(平均10km)	kg	40,000	41	
		枝・幹、再資源化(チップ化作業場)2t積トラック(平均10km)	kg	10,000	30	
局:刈草、焼却処分(南処理工場)2t積トラック(平均10km)		kg	6,000	65		
局:枝・幹、再資源化(チップ化作業場)2t積トラック(平均10km)		kg	1,000	54		

※予定数量に単価を乗じた金額の合計金額を入札金額とすること。

※契約単価は、契約者が記入する。

## 逸見総合管理センター他樹木植栽管理業務委託（２）特記仕様書

1. 履行場所 別紙「対象施設一覧表」のとおり
2. 履行条件
  - (1) 除草集中期間（7月～9月）に業務量に応じた人員配置ができること。
  - (2) 業務期間を通じて当局からの緊急の業務指示に迅速な体制及び対応が図れること。
3. 本仕様書における用語の定義
  - (1) 指示とは、委託者が受託者に対し、業務委託の履行上必要な事項について示し、実施させることをいう。
  - (2) 承諾とは、契約図書で示した事項について、委託者又は受託者が同意することをいう。
  - (3) 協議とは、委託者と受託者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
  - (4) 報告とは、受託者が委託者に対し、書面により知らせることをいう。
4. 一般事項
  - (1) 受託者は、本仕様書に基づき、監督員の指示に従い業務内容を速やかに履行すること。
  - (2) 本仕様書に明記がなく、業務遂行上必要な事項については、監督員と協議すること。なお、監督員から指示があった場合は、協議内容を打合せ記録簿（指定様式）に記入し提出すること。
  - (3) 関係法規の遵守  
受託者は、業務の履行にあたり関係法令、条例およびその他の諸規則を遵守し、作業にあたること。
  - (4) 業務看板の設置  
受託者は、業務内容の表示板、その他作業現場に必要な注意看板などを、見やすい場所に設置すること。
  - (5) 提出書類
    - ①業務計画書（監督員との協議による）
    - ②下請負者届（下請契約を締結した場合）
  - (6) 業務責任者
    - ①受託者は、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために業務の内容に精通し、総合的な判断ができる業務責任者を選定すること。
    - ②業務責任者は、原則として作業中現場に常駐し、その運営および管理を行う者とし、作業等に関し、受託者の一切の権限を行使することができるものとする。
  - (7) 委託料の支払
    - ①委託料の支払は、3回払い（9月、12月、3月の末締め）につき、3か月毎の履行実績をもって、受託者の請求により精算する。なお、樹種・形状・規格等が異

なる場合には別紙「換算表」により精算（円未満の端数切捨て）する。ただし、消費税として精算額にその税率相当額を加算（円未満の端数切捨て）すること。また、実際の作業数量が予定数量より増減する場合でも、契約単価で精算するものとする。

- ②作業集計表は、3か月分の出来高を集計した数値を計上すること。なお、原則として各工種の施設毎の数量の計上は小数点以下を切り捨てた整数とし、換算表により計上する場合は小数1位止めとする。
- ③3か月毎の業務完了後、原則として7日以内に完了届および業務写真・報告書等、検査に必要な書類を提出し、監督員及び検査員の検査を受けるものとする。
- ④契約約款に基づき、支払い請求は、検査員による検査合格の通知後とし、支払いまでの所要日数は、請求後30日以内である。

#### (8) 検査

検査は、監督員及び検査員による現地検査及び書類検査とし、業務写真、報告書等検査に必要な書類をもって原則として受託者立会いの上行う。なお、現地検査については、監督員又は検査員から指示があった場合とする。

#### (9) 検便の実施

受託者は、水道法第21条により作業員全員の検便を以下のように行い、着手前までにその結果を監督員に提出すること。

##### ①検査項目

赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、病原性大腸菌O-157、サルモネラ菌

##### ②報告書記載内容

氏名、性別、年齢、検査成績、検査場所

##### ③検便実施時期

作業開始前とその後概ね6か月ごと

#### 5. 業務内容及び予定数量

本業務の業務内容及び予定数量は、「内訳表」のとおりとする。

#### 6. 業務仕様

##### (1) 共通事項

- ①立木伐採を適用する樹木の幹周及び胸高直径の計測は、根鉢又は切断面の上端より1.2m上りの位置を測定するものとする。なお、この部分に枝が分岐しているときは、その上部を測定する。また、株立ち幹が2本以上の樹木の幹周及び胸高直径は、おのおのの根鉢又は切断面の上端より1.2m上りの位置の測定長の総和の70%とする。
- ②部分伐採を適用する際の切断直径の計測は、作業後の最終的に残存している各切断面を測定する。
- ③各作業により生じた発生材の処理単価には、集積・小割・場内運搬・積込又は場

内処理を含む。

## (2) 剪定

### ①基本剪定

樹木の骨格づくりを目的とするもので、主として冬季剪定に適用する。密生した枝や不要な枝を整理し、維持管理上必要とされる大きさに樹形を整えることを原則とする方法である。また、特に監督員より指示がない場合には、切り詰め・切り返し・枝おろし剪定等で大きく縮小する縮小剪定を行うこと。

### ②軽剪定

樹幹の整正、込みすぎによる枯損枝の発生防止などを目的とするもので、主として夏季剪定に適用する。切詰め、枝透かし（枝抜き）などが主体となり、全体として枝葉量を減少させることを原則とする方法である。

### ③刈込物手入

剪定機により、寄せ植えの高さを一定に保ち、全体としてまとまりのある形状となるように側面も含めた刈込みを行うもので、人力による補助作業を含むものである。

### ④生垣手入

剪定機により、帯状に列植された植栽を天端部分を揃え、一定幅に定めて両面を刈込むもので、人力による補助作業を含むものである。

### ⑤玉物手入

剪定機により、丸く見栄え良く刈込むもので、人力による補助作業を含むものである。なお、単木又は数本寄せ植えして玉物仕立てとしているものを1株単位とする。

### ⑥仕立て松剪定

緑摘み、揉み上げ、透かし剪定を適宜行うこと。

## (3) 伐採

①立木伐採は、樹高2mを越える立木の幹・分幹をのこぎりやチェーンソーを用い切倒すもので、前処理として必要な枝葉落とし等を含んだ作業である。

②部分伐採は、樹高2mを越える立木の枝幹をのこぎりやチェーンソーを用い部分的に切落とすもので、前処理として必要な枝葉落とし等を含んだ作業である。

③立木伐採・部分伐採における吊し切りは、対象樹木の幹・分幹・枝をロープや索引具等を利用して吊るしながら、のこぎりやチェーンソーを用い地際付近まで切断するもので、切倒し、切落としが困難な場合に適用する。

④小低木伐採は、刈払い機で切断できない樹高2mまでの玉物（マメツゲ、ツツジ等）・株物（アジサイ、ナンテン等）・立木類を対象とし、のこぎりやチェーンソーを用い地際付近で伐採するもので人力による補助作業を含むものである。

⑤根笹・篠竹伐採は、刈払い機やチェーンソー及びびを用い地際付近で伐採するもの

で、人力による補助作業を含むものである。

- ⑥竹林・竹伐採は、のこぎりやチェーンソーを用い地際付近で伐採するもので、人力による補助作業を含むものであり、竹林の樹高は平均的な高さとする。

#### (4) 除草等

- ①機械除草は、雑草等を刈払い機により地際付近で伐採するもので、人力による補助作業を含むものであり、機械施工が困難な場所には、人力除草を適用する。
- ②除草作業における「急斜面」の適用範囲は、作業地の平均的な勾配が概ね2割まで又は梯子等を使用しないと作業地に到達できない等の作業困難場所とする。
- ③人力抜根は、根元をよく確認して除草ホーク等を用いて根ごと取除くものとし、抜根作業に伴う人力除草を含んだ作業である。
- ④除伐・つる切は、フェンスや幹に巻きついたり、枝から垂れ下がったクズ、フジ等のつる性植物などをチェーンソー、なた等を使用して除伐するもので、100㎡あたり15～20本程度の除伐を見込んでいる。

#### (5) 芝刈り

芝刈りは、機械（エンジン付）芝刈機及び肩掛式草刈機等で、刈むら刈残しのないよう均一に刈込むこと。

#### (6) その他

- ①側溝清掃・ます清掃は、対象施設に堆積した土砂・落葉等を清掃用具・機具を用い除去するものである。なお、蓋有の適用重量は、側溝蓋で50kg/枚以内、ます蓋は規定しない。
- ②交通誘導員は、必要に応じ配置することとし、写真及び伝票等の写しを報告書等に添付し提出すること。
- ③補助作業車は、脚立、ハシゴ等での作業が困難な場合に借上げるもので下記により精算する。なお、写真及び伝票等の写しを報告書等に添付し提出すること。
- ・リフト車及びクレーン付トラックは日額の賃料で精算する。なお、運転操作経費は各作業単価に含むものとする。
  - ・ラフテレーンクレーンについては、オペ付の日極作業費で精算する。
- ④普通作業員及びトラック運転は、現場条件により別途小運搬が必要となる場合や監督員の指示による業務に従事した場合に下記により精算するもので、作業に必要な軽微な器具・用具類の経費を含むものとする。なお、運転時間・作業時間を作業日報（様式不問）に記録し、作業写真と併せて提出すること。
- ・運転時間は小数点1位止めとし、作業人工については作業時間を8時間で割った数値の小数点1位止めとする。
- ⑤防草シート設置には、シート（ロス率15%分を含む）と設置手間の他、下記施工条件下で必要となる固定ピン・ワッシャーの他、カートリッジ等の雑材料を含む。また、「斜面地」の適用範囲は、設置箇所平均的な勾配が概ね2割までの箇所と

し、仕様・施工は下記を標準とする。

- ・シートの材質は、ポリプロピレン製4層スパンボンド不織布・目付量 240 g/m<sup>2</sup>以上・貫通抵抗力 800N 以上・色調グリーン系、の同等品とする。(参考商品名ザバーン 240G)
- ・シートの固定は、普通土用のコ型ピン(鉄亜鉛メッキ L=200 mm以上)又は硬質土用のL型ピン(鉄亜鉛メッキ L=300 mm以上)もしくは同等材に適合するワッシャーを併用するものとし、打設間隔は 50 cm・使用数量は 4~6 本/m<sup>2</sup>を標準とする。また、シートの重ねは 100 mm以上を標準とする。
- ・重ね部及び端部等の固定には接着テープを使用し、必要に応じ接着剤を併用する。接着材は、ウレタン樹脂系 1.3 kg/本・カートリッジタイプ(参考商品名コニシボンド KU 8 0 3 M)、接着テープは屋外用・幅 10cm×20m(参考商品名㈱グリーンフィールド・ザバーン専用接続テープ)と同等品とする。

#### (7) 発生材処理

- ①上記(1)~(6)の作業により生じた発生材は、原則としてその日のうちに刈草等は横須賀市南処理工場へ持込み焼却処分に、焼却処分ができない枝幹等はチップ化作業場に運搬し処分を行うこと。また、伝票等の写しを報告書等に添付し提出すること。なお、運搬距離及び運搬車両の積載重量・車種等による単価の補正は行わない。
- ②南処理工場での焼却処分には、運搬助手として軽作業員を含むものである。
- ③局刈草、焼却処分及び局幹・枝、再資源化は、当局の直営作業等により集積されている発生材を監督員の指示により上記処分場に運搬処分する場合に適用し、切断・場内運搬・積込みを含むものである。
- ④清掃により生じた土砂及び監督員が指示する発生材は場内処理とし、集積場所は監督員の指示による。なお、移動困難なものは、転落・移動しないように安定させておくこと。
- ⑤チップ化作業場へ持ち込む1台あたりの発生木材の重量は、2t積トラック1台当たり 1,133kg とし、他の車種については、受入れ先の2t積トラック1台当たりの処理単価に対する対象車種1台当たりの処理単価割合に 1,133kg を乗じた重量(小数点以下切捨て)とする。

### 7. 業務の管理

#### (1) 業務計画書

受託者は監督員との協議により業務計画書を提出した場合は、これを遵守し業務を履行するものとし、下記項目から必要事項を記載する。

- ・業務概要・工程表・現場組織表・作業員名簿(資格等)・主要機械等・作業方法・作業管理計画・緊急時の体制及び対応・安全管理・交通管理及び保安上の措置(施錠管理)・発生材処理・検便結果・その他

(2) 工程管理等

- ①受託者は、週間工程表を監督員の指定する期日までに提出すること。なお、工程に変更が生じた際は、その都度、変更工程表を提出すること。
- ②受託者は、作業日報（様式不問）を記録し、監督員から指示があった際に、いつでも提出できるようにすること。

(3) 出来高管理

- ①出来高か所の位置図・平面図には計算書や写真と明確に突合できるよう測点番号（記号）等を付番すること。
- ②出来高数量は、仕上がり面の実測寸法に基づく面積・延長を、刈込物は、投影面積を計上するものであるが、当局が設定した数量については、これを優先する。
- ③作業対象が不整形や点在などにより、通常の出来高計測が困難な場合は、対象範囲の全体面積・延長に対する割合（率）で換算することができる。なお、割合（率）は監督員と協議するものとする。

(4) 写真管理

- ①作業前にあらかじめ撮影計画を立てること。
- ②写真は原則としてデジタルカメラで作業前・作業中・作業後に撮影すること。なお、作業種別ごとに同場所、同方向から現地の作業前後状況を明確に判別できるように遠景及び近景で撮影すること。
- ③黒板に記載する撮影項目は、下記を標準とするが、写真で判別しがたい場合は、写真帳に撮影項目を明示すること。
  - ・業務名・場所（施設名）・測点番号（記号）等・作業名（作業集計表の細目）
  - ・樹高、幹周等の検寸数値・刈込物等の出来高検寸数値・作業車規格等・その他
- ④撮影頻度は、各施設・作業・種別毎に下記を標準とし、監督員の指示を優先する。なお、測点番号（記号）等は、出来高か所の位置図・平面図と明確に突合できるよう付番すること。

業務単位	撮影頻度
本数（幹周）	作業量の10%毎に1枚以上
面積・延長	上記に準じる
上記以外	適宜

(5) 安全管理等

- ①受託者は、作業にあたって通行者などに危険が及ばないよう十分な安全対策を講ずること。
- ②受託者は、事故等が発生した時は、負傷者の救護や関係機関への連絡等、直ちに適切な対応をとると共に二次災害を防止するための措置を講じること。また、監督員にも遅滞なく報告すると共に事故の原因、経過および被害の内容などについて

て報告書を提出すること。

③受託者は、伐木等作業特有の墜落・切断・挟み込み等の事故が発生しないよう日常の作業前安全確認はもちろん、定期的な安全教育や現場巡視により作業中の安全確保を確実に行うこと。その実施にあたっては、労働安全衛生法をはじめとする関係法令を遵守すること。

④本業務の作業対象箇所は、樹上や石積擁壁天端部等の高所作業が多いので、安全帯ないし墜落防止用ネットの使用などによる墜落防止措置を講じること。

⑤受託者は、特別教育受講修了者（伐木等の業務）・安全衛生教育受講修了者（刈払い機）の資格を有した者を業務に従事させること。

(6) 隣接住民への周知

受託者は、現場作業に先立って隣接住民に対し、事前に作業日時等および業務の内容を十分周知し、理解と協力を求めること。

(7) 緊急時の対応

受託者は、業務期間中、市内市外を問わず当局用地内で緊急対応を要する業務が発生した場合、休日、夜間を問わず監督員からの作業指示に対応できる体制を確保すること。

8. その他

(1) 一括下請けの禁止

受託者は、本委託を一括して他人に請け負わせてはならない。

(2) 追加業務

本業務に定める契約単価以外の工種および業務が発生した場合については、協議により決定する。なお、当該単価は、次年度の随意契約時においても継続適用するものとする。



逸見総合管理センター—他樹木植栽管理業務委託(2) 対象施設一覧表

用地図	名 称	住 所	明細地図			対象費	備 考
			地区	ページ	位置		
1～22	逸見総合管理センター	横須賀市 西逸見町2丁目10番地	東部	23	G-4	配水費	
30～36	走水水源地	横須賀市 走水1丁目28番22号	東部	2	G-10	原水費	
37	走水水源地(仲町集水池用地)	横須賀市 走水1丁目2番1号	東部	8	D-5	原水費	
	走水水源地(覚栄寺集水池用地)	横須賀市 走水2丁目8番14号	東部	4	B-10	原水費	数年毎
	走水水源地(上町集水池用地)	横須賀市 走水2丁目7番4号	東部	4	A-8	原水費	数年毎
	その他の用地	横須賀市、逗子市、鎌倉市、横浜市					
※箇所は、他部局・地元等と要作業時期調整 位置図・用地図は契約後別途提示する。							

【換算表】

1. 剪定

基本剪定 常緑樹の幹周30cm～60cmを基準値とし、下表の換算表により精算する。

幹周	換算値(本)		
	常緑樹	落葉樹	針葉樹
30cm未満	0.7	0.2	0.7
30cm～60cm未満	1.0	0.5	1.1
60cm～90cm未満	1.6	1.0	2.2
90cm～120cm未満	2.6	2.6	4.7
120cm～150cm未満	4.9	4.9	10.0
150cm～180cm未満	8.3	8.3	15.0
180cm～210cm未満	11.9	12.3	20.0
210cm～240cm未満	16.0	16.6	25.2
240cm～270cm未満	20.3	21.6	30.3
270cm～300cm未満	25.0	26.7	35.3

軽剪定 常緑樹の幹周15cm～30cmを基準値とし、下表の換算表により精算する。

幹周	換算値(本)		
	常緑樹	落葉樹	針葉樹
15cm未満	0.4	0.1	0.2
15cm～30cm未満	1.0	0.3	0.9
30cm～60cm未満	1.5	0.7	1.7
60cm～90cm未満	2.4	1.6	3.2
90cm～120cm未満	4.1	4.1	8.9
120cm～150cm未満	7.4	7.4	16.4
150cm～180cm未満	12.4	12.4	24.7

刈込物手入(機械刈り) 樹高1.5m未満を基準値とし、下表の換算表により精算する。

樹高	換算値(m <sup>2</sup> )
1.5m未満	1.0
1.5m～2.5m未満	2.5
2.5m以上	3.6

生垣手入(機械刈り) 樹高0.75m未満を基準値とし、下表の換算表により精算する。

樹高	換算値(m)
0.75m未満	1.0
0.75m～1.5m未満	2.0
1.5m以上	8.2

玉物手入(機械刈り) 樹径0.45m未満を基準値とし、下表の換算表により精算する。

樹径	換算値(株)
0.45m未満	1.0
0.45m～0.75m未満	1.3
0.75m～1.2m未満	1.8
1.2m以上	4.6

仕立松剪定 幹周60～90cm未満を基準値とし、下表の換算表により精算する。

幹周	換算値(本)
30cm～60cm未満	0.5
60cm～90cm未満	1.0
90cm～120cm未満	2.0

2. 伐採

立木伐採 胸高直径30cmまでを基準値とし、下表の換算表により精算する。

胸高直径	換算値(本)	備考
10cmまで	0.2	H>2m 吊し切り共通
20cmまで	0.4	
30cmまで	1.0	
40cmまで	1.8	
50cmまで	3.2	
60cmまで	4.8	
70cmまで	6.2	
80cmまで	10.3	
90cmまで	13.4	
100cmまで	20.6	

部分伐採 切断直径30cmまでを基準値とし、下表の換算表により精算する。

切断直径	換算値(本)	備考
10cmまで	0.2	H>2m 吊し切り共通
20cmまで	0.6	
30cmまで	1.0	
40cmまで	1.8	
50cmまで	3.2	
60cmまで	4.7	
70cmまで	6.2	
80cmまで	10.2	
90cmまで	13.3	
100cmまで	20.5	

小低木伐採 樹高1.2mまでを基準値とし、下表の換算表により精算する。

樹高	換算値(本)
1.2mまで	1.0
2mまで	1.8

竹林伐採 樹高4mまでを基準値とし、下表の換算表により精算する。

樹高(平均)	換算値(m <sup>2</sup> )	樹高(平均)	換算値(m <sup>2</sup> )
4mまで	1.0	14mまで	4.5
6mまで	1.3	16mまで	5.8
8mまで	1.8	18mまで	7.3
10mまで	2.5	20mまで	9.0
12mまで	3.4	22mまで	10.9

竹伐採 樹高4mまでを基準値とし、下表の換算表により精算する。

樹高	換算値(本)	樹高	換算値(本)
4mまで	1.0	14mまで	4.5
6mまで	1.3	16mまで	5.8
8mまで	1.8	18mまで	7.3
10mまで	2.5	20mまで	9.0
12mまで	3.4	22mまで	10.9

3. その他

トラック架装リフト車賃料

16mを標準とし、下表の換算表により精算する。

規格	換算値(日)	規格	換算値(日)
8mまで	0.5	18.5mまで	1.1
14mまで	0.7	23mまで	1.3
16mまで	1.0	24mまで	1.5

ラフテレーンクレーン作業

16tを標準とし、下表の換算表により精算する。

規格	換算値(日)	規格	換算値(日)
4.9t	0.8	20t	1.0
7t	0.9	22t	1.0
10t	0.9	25t	1.1
16t	1.0		

工 種	細 目	単 位	単 価	全 体		原水費対象		配水費対象		
				数量	金額	数量	金額	数量	金額	
剪 定	基本剪定(常緑樹) 幹周30~60cm未満	本		①		①		①		
	軽剪定(常緑樹) 幹周15~30cm未満	本		①		①		①		
	刈込物手入(機械刈り) 樹高1.5m未満	m <sup>2</sup>		①		①		①		
	生垣手入(機械刈り) 樹高0.75m未満	m		①		①		①		
	玉物手入(機械刈り) 樹径0.45m未満	株		①		①		①		
	仕立て松剪定 幹周60~90cm未満	本		①		①		①		
伐 採	立木伐採 胸高直径30cmまで	本		①		①		①		
	立木伐採(吊し切り) 胸高直径30cmまで	本		①		①		①		
	部分伐採 切断直径30cmまで	本		①		①		①		
	部分伐採(吊し切り) 切断直径30cmまで	本		①		①		①		
	小低木伐採 樹高1.2mまで	本		①		①		①		
	根笹・篠竹伐採	m <sup>2</sup>								
	竹林伐採 樹高4mまで	m <sup>2</sup>		①		①		①		
	竹伐採 樹高4mまで	本		①		①		①		
除 草 等	人力伐根	m <sup>2</sup>								
	人力除草	m <sup>2</sup>								
	機械除草(肩掛式)	m <sup>2</sup>								
	機械除草(急斜面・肩掛式)	m <sup>2</sup>								
	除伐・つる切り	m <sup>2</sup>								
	機械芝刈り(肩掛け式・ハンドガイド式)	m <sup>2</sup>								
そ の 他	側溝清掃(蓋無)幅70cm・深さ100cmまで	m								
	側溝清掃(蓋有)幅70cm・深さ100cmまで	m								
	集水枿清掃(蓋無)内寸70cm角・深さ100cmまで	箇所								
	集水枿清掃(蓋有)内寸70cm角・深さ100cmまで	箇所								
	トラック架装リフト車賃料16m	日		①		①		①		
	ラフテレーンクレーン作業16t(オペ付)	日		①		①		①		
	クレーン付トラック賃料2t	日		①		①		①		
	トラック運転2t積	h		①		①		①		
	普通作業員	人		①		①		①		
	交通誘導員A(交代無)	人								
	交通誘導員B(交代無)	人								
	テングス病切除	箇所								
	蜂の巣除去(スズメバチ)	箇所								
	蜂の巣除去(アシナガバチ)	箇所								
	防草シート設置(固定ピン・ワッシャ併用)	m <sup>2</sup>								
	防草シート設置(固定ピン・ワッシャ併用:斜面地)	m <sup>2</sup>								
	防草シート接着剤塗布(1.3kg/本)	本		②		②		②		
	防草シート接着テープ貼付(10cm×20m/巻)	巻		②		②		②		
	発 生 材 処 理	刈草、焼却処分(南処理工場)2t積トラック(平均10km)	kg							
		枝・幹、再資源化(チップ化作業場)2t積トラック(平均10km)	kg							
局:刈草、焼却処分(南処理工場)2t積トラック(平均10km)		kg								
局:枝・幹、再資源化(チップ化作業場)2t積トラック(平均10km)		kg								
委託価格(円)										
消費税相当額(円)				A=委託価格×税率		B=委託価格×税率		A-B		
合 計(円)										

①:小数1位止(小数点2位以下切捨) ②:整数止(小数点以下切上) 空欄:整数止(小数点以下切捨)

